

新型コロナウイルス感染症に関する はり・きゅう・あん摩マッサージの 施術に係る医師の同意書等の臨時的な取り扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(2020年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、以下のような取り扱いが可能である事を周知する様、厚生労働省から展開されておりますので、ご確認ください。

<同意の取扱い>

- (1) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧(変形徒手矯正術を除く)の再同意
前回交付の同意書に基づく支給可能な期間の最終日が2020年2月25日から4月末までである場合において、支給可能な期間を超えた日から2020年4月末までの期間に受けた施術については、引き続き療養費(施術報告書交付料を含む)の支給対象となる期間と認めること。なお、さらに引き続き施術の必要がある患者は、遅くとも2020年4月末までに医師の診察を受け、同意書(当該診察日以降の交付年月日であるもの)の交付を受けること。

- (2) 変形徒手矯正術の再同意
医師の診察は、電話等を用いたもので差支えないこと。
また、臨時的な取扱いであるため、当該診察に基づく再同意は、患者が実際に医師から同意を得ておれば、同意書の交付は要しないこと。
なお、当該診察及び同意の取り扱いは、2020年4月末までの取り扱いであること。
施術報告書については、医師の再同意に資するものであり、施術報告書が交付された場合、電話等を用いた診察の前に医師に送付するか又は電話等を用いた診察に際し患者が内容を伝えることが望ましい。
保険医療機関は、医師が電話等を用いた診察を患者に行った場合、電話等再診料を算定でき、当該診察に基づく療養費同意書交付料は算定できないこと。

- (3) 初回の同意(変形徒手矯正術を含む)
従来どおり、医師の診察及び同意書の交付が必要であること。